

台湾向け食品に関する原産地証明への都道府県名表記について

鳴門商工会議所

原産地証明書は、貨物の原産国を証明する書類であり、都道府県等の「産地」までを証明する書類ではありません。しかしながら、このたびの台湾向け輸入規制を受け、台湾衛生福利部食品薬物管理署 (FDA) から要求される場合には、鳴門商工会議所では、特例扱いとして、原産地証明書に貨物の産地（都道府県名）を記載することを許容いたします。

なお、本様式の有効性については、現地税関が、最終的に判断することとなりますので、当所としては保証いたしかねますので、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

具体的運用基準については、下記のとおりとなり、ご確認の上、申請下さい。

記

運用基準（台湾向け食品に関する原産地証明への都道府県名表記）

1. 「産地」記載する欄は、原産地証明書の「6 欄：Remarks」に記載下さい。
(記載例)
Place of Manufacture : Kanagawa (工業品や加工品の場合)
Catching area : Hokkaido (水産品の場合)
※「7 欄：description of goods」には、記載できません。
2. 根拠書類の1つとして、輸出者発行のコマーシャル・インボイスに、上記の例と同様に、産地を記載下さい。
3. 根拠書類の1つとして、食品衛生法上の営業許可証の写し、農協 (JA) の出荷票 (産地がわかるものに限る)、各地漁協発行の出荷票 (産地がわかるものに限る)、製造証明書、漁獲 (養殖) 証明書、加工証明書を提出下さい。
※いずれも、発行者 (製造者・漁獲者等) の社印が押印されたもので、当該輸出貨物を、製造・漁獲等をしたことが明記されているもの。
(コマーシャル・インボイスに記載された商品を、製造・漁獲等したことが、確認できるももの。フォト・コピー可、但し、申請者にて原本の保有が条件)

以上